令和6年度

事業計画書

一第4期一

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

社会福祉法人 絆敬会 滋賀県甲賀市水口町秋葉 45 番地 1

令和6年度 社会福祉法人絆敬会事業計画

1. 令和6年度事業計画策定にあたり

近年、少子高齢化、人口減少、地域社会の脆弱化など、社会構造の変化の中で、地域、 家庭、職場といった人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まり、地域の福祉ニー ズが複合的で複雑化するなど、福祉を取り巻く環境は急速に変化しています。

同様に、子どもを取り巻く環境においても、養育基盤の脆弱化、児童虐待、子どもの 貧困などの課題が存在し、家庭全体に対する包括的な支援が不可欠です。少子高齢化に より人口減少に歯止めがかからない今、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、常に こどもの視点に立って、社会全体でこどもの成長を後押しするために「こども家庭庁」 が創設されました。

公私連携のもと、令和4年に開園した当園では、甲賀市の保育・教育目標である、『乳幼児期における「早寝・早起き・朝ごはん・挨拶・読書・運動」などの基本的な生活習慣を身に付け、豊かな心と健やかな体や人とかかわる力を培い、夢と生きる力を育てる。』を基本にし、時代のニーズを的確に捉え、地域社会に密着した保育・教育を提供するとともに、地域の子育て支援拠点として貢献し続けていくことが重要であると考えています。また、社会福祉法人の責務である地域における公益的な取り組みへの期待が高まっていることから、「地域と連携した子ども・子育て家庭のための保護者支援」と「地域貢献」を推進し、保護者の皆様や地域の期待に応える運営を行っていきます。

2. 法人運営について

社会福祉法人として、経営組織等の強化に向けて法人運営を行う。

- (1)経営組織のガバナンス※の強化
- (2) 財務規律の強化と事業運営の透明性の向上

※社会福祉法人における「ガバナンス」とは、「情報を共有し対話を通じて意思決定する仕組み」であり、「知るべき人に知るべき情報を知らせる仕組み」ともいえる。裏返せば、一部の情報が伝えられない(知らせたくない情報が隠された)ために十分な対話がなされず(理事、監事、評議員に共有されず、会議でも検討されず)、結果として合理的な意思決定を欠いている状況にあることが「ガバナンスの欠如」と言える。「ガバナンスの欠如」は利害関係者の不信感を生み、法人経営にあたって悪影響となる。

3. 理事会・評議員会等の開催

- ○理事会
 - ・通常理事会(3ヶ月を超える間隔で3回開催)
 - ・必要に応じて臨時理事会を開催
- ○評議員会

- ·定時評議員会(6月下旬)
- ・臨時評議員会(必要の都度)

4. 役員による定例会議の開催

理事・監事による役員協議会を原則毎月開催し、法人経営全般についての協議・検討 を行う。

5. 第三者委員会の開催

年1回以上、第三者委員会を開催し、本会の社会的信頼性の向上につなげていくために委員の方より助言を受ける。

6. 研修会の受講

各団体や協議会主催による各種研修会への積極的な受講。

7. 地域連携事業

- (1)「地域福祉の推進」:福祉に対する理解の促進や地域とのつながりの構築をめざす
 - 子育ての情報発信基地としての保育施設開放
 - ・地域子育て支援拠点事業・子育てサロン
- (2)「公益的取り組みの推進」
 - ・障がい者や若年者への雇用の場の確保・提供
 - ・甲賀市学習支援事業「学んでいコウカ」の実施
- (3)「行政等との連携・協力の促進」
 - 甲賀市からの各種要請に対する柔軟な対応

8. 人財確保への対応

- 一億総活躍社会の実現に向けて、働く者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる職場を実現し、魅力ある職場づくりと人財確保に努める。
 - ・若年層、子育て世代、高年齢者など、多様な人財が協力し合い、各々の仕事との生活の バランスを大切にしながら働ける職場環境を目指す。
 - ・長時間労働の改善および有給休暇の取得促進をさらに進め、仕事と生活が両立する 環境を整える。
 - ・雇用形態に関わらない公正な待遇の確保により、モチベーションアップと労働生産 性向上を目指す。

9. 収支の適正な配分

人件費率は70%を目安にする。

10. 情報開示

ホームページ・パンフレット等を利用してここのっす園の運営の透明化を図り、地域の方々と連携して運営できる社会福祉法人を目指す。

令和6年度 ここのつす園 保育事業計画

1. 基本方針

- ○こども自らが心・技・体をそなえ、未来をしっかりと考えられる、創造の基礎を培う 教育・保育を行います。
- ○保護者、地域、職員が一体となる子育てを行います。
- ○自然に触れ合う機会を多くし、"生きる力"を育みます。

2. 運営指針

ここのつす園では、下記の指針に基づき、保護者や地域社会との連携を通じ、より良い教育・保育を提供していきます。

【指針1】保育教育の充実

○こどもの発達段階や個性に合わせ、遊びを通じた学びや体験型の活動を充実させます。

【指針2】育ちをつなぐ家庭、地域社会との連携・小学校との接続

- ○保護者との信頼関係を築きながら、家庭との連携を深めます。
- ○地域の資源を活用しながら、地域のニーズに応えるプログラム等により、地域との 連携を強化します。
- ○小学校とのスムーズな接続を図るため、教育・保育内容やカリキュラムの連携を強化します。

【指針3】職員の資質・専門性の向上

- ○職員の能力向上のため、専門的な研修やスキルアッププログラムを積極的に実施し、 資質の向上を図ります。
- ○職員の働きやすい環境の整備に努め、チームワークの向上と業務効率化を促進します。

3. 施設運営の適正化(目標値)

(1)事業に対する利用状況と定数の確保

定 員:246名(1号認定15名・2号認定165名,3号認定66名)

利用児状況(1月末時点園児数(190名)

		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4歳児	5 歳児	合計
1 号認定					4 人	9 人	2 人	15 人
2, 3 号認定	標準間	12 人	15 人	20 人	26 人	42 人	22 人	137 人
	短時間	1 人	3 人	9人	8人	8人	9人	38 人
合 計		13 人	18 人	29 人	38 人	59 人	33 人	190 人

令和5年度の月平均利用児は179.9名(稼働率73.1%)、令和6年度の月平均利用児 210名(稼働率85%)を目指す。

園児の獲得のため、毎月実施している未就園児の保護者への子育てサロンへの周知と園見学の企画、園で発行する機関紙を子育て施設や自治振興会へ配布、園舎開放などの取組みを実施する。

(2)保育時間の現状維持

1号認定 : 8時30分~13時30分(預かり保育7時30分~8時30分、13時

30 分~19 時 00 分)

2.3 号認定 :標準時間:7時30分~18時30分(延長保育 18時30分~19時

00分)

短時間 : 8 時 30 分~16 時 30 分(延長保育 7 時 30 分~8 時 30

分、16時30分~19時00分)

上記、保育時間の維持を行っていく。

(3)職員配置

職及びクラスの担当職員数

園長(1)副園長(1)主任(1)副主任(1)、専門リーダー(2)

職務分野別リーダー(1)

- 0歳児めだか組 (4)
- 1歳児ひよこ1組 (3)
- 1歳児ひよこ2組 (2)
- 2歳児あひる1組 (2)
- 2歳児あひる2組 (2)
- 3歳児いちご組 (2)
- 3歳児もも組 (2)
- 3歳児みかん組 (2)
- 4歳児にじ組 (3)
- 5歳児そら組 (3)
- 5歳児ゆき組 (3)

フリー保育士 (1)、看護師 (1)、用務 (1)

早延長(3)、事務(2)、保育補助(3)

園児 179.9 名に対し、職員 48 名が保育を行った。定員に対する最低限必要な職員数は 22 名であり、現状と将来推計を踏まえ、職員数の調整、確保を行っていく。

- 4. 利用園児の教育・保育目標
 - (1)教育・保育内容(月別行事の具体的活動は資料1を参照)
 - ○以上児保育(3, 4, 5 歳児)

(教育・保育目標)

遊びを通して様々な経験のもと豊かな感性や表現力・規範意識力を培い、生きる力を身につける。

(教育・保育内容)

- ・基本的な生活習慣の形成を育むために発達に応じた生活環境の工夫を取り 入れる。
- ・玩具の配置や遊び道具、教育材料の工夫を行う。
- ・豊かな心と健やかな体の育成を育むためには、心と体を十分に動かした活動や地域の自然を生かした体験活動、食育の推進などを重点的に行う。特に体を動かすために、戸外遊びの時間を前日より5分でもおおく取り入ることや、遊具の種類を増やし、跳ぶ・跳ねる・掴む・握る・登る・バランスを保つなどの要素を多く入れた遊具の導入を行う。
- ・地域の自然と触れるために、園外散歩の実施を行う。
- ・健康は、からだ作りで食べることからであると考えることから、栽培から調理まで体験できる食育活動を入れていく。
- ・人とかかわる力の育成を育むため、挨拶を行う習慣を身につける教育を行う。
- ・絵本の読み聞かせ教室を実施することで、読書の習慣化につなげ、さらには、道 徳性の芽生えや自己肯定感の育成につなげる教育を行う。
- ○未満児保育(0, 1, 2歳児)

(教育・保育目標)

- ・個々の生命維持を保障し、信頼できる保育士と関わるなかで、情緒の安定を 図り、安心して過ごせるようにする。
- ・生活リズムを整え、基本的な生活習慣を身につける。

(教育・保育内容)

- ・日々、食事、排せつ、睡眠、遊びの時間を保育者と一緒に過ごすなかで、生活 リズムを整え、基本的生活習慣の基盤づくりをする。
- ・育児担当保育を推進し、保育士との安定した信頼関係のもと、人と関わる力の基礎となる愛着関係を育てる。さらに個々の発達状態に合わせた適切な援助を行い、自主性・主体性が身につく環境づくりをする。

- ・身の回りのものに関心を持ち、感じること・考えることを表現する力を培う為、 年齢や発達に合った遊びが楽しめるように活動や玩具、保育室の環境を整え、成 長を促す。
- ・天気の良い日には、戸外での活動を取り入れ、十分に体を動かして体づくりを推 進する。
- ○特別な配慮を必要とする園児への保育

環境の整備(手すりの設置、座位の安定する椅子の使用、食器、玩具など工 夫)が必要である。保護者にも寄り添い、発達過程での困りごとの相談を受 けるようにし、必要に応じて外部との連携を図り、生活行為向上につなげて いく。

○延長保育

保育認定を受けた児童について、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、こども園で引き続き保育を実施する。

○地域連携

子育てサロンの実施

自治振興会や高齢者施設、障がい者施設との交流 地域の小学校・中学校との交流

(2) 園児の食育に関して

すべての入園児に給食を提供し、食育の充実を図ってきた。業務委託で園内調理を基本とし、安心・安全な給食の提供と一人ひとりの成長に応じたきめ細やかな配慮に努め、アレルギーのある園児への給食の提供や離乳食の提供にも適切に対応する。以下、給食会議で検討する。

- ①栄養管理
- ②アレルギー対応
- ③業務委託業者と給食内容の検討
- (3) 園児の健康管理について
 - ・園児の個々の特性を理解・把握し適時に適切な保育を提供する。また、保護者からの情報、園での情報のやり取りを綿密に行い日々の保育・療育に役立てていく。都度、流行している感染症、健康面について保健だよりをコドモンで通知していく。感染症発症時には迅速に対応し、拡大の防止と早期の終息に努める。以下がここのっす園と連携している医療機関である。

学校医 田代クリニック 田代圭太郎医師 学校歯科医 甲賀ラブしがデンタルクリニック 西川真登歯科医師 学校薬剤師 クオール薬局 渡邉真樹薬剤師

※職員の健康管理

対象職員が定期健康診断等を受け、自己の健康状態を的確に把握することで健

康管理を徹底する。

(4) 園児への危機管理

• 人的危機管理

日ごろと違う行動をとる、体に傷があるなど園児の観察を日常的に行い、児童 虐待、ネグレクト等が疑われる事象がある場合は、組織的に対応し、状況の整 理とともに必要な関係機関と連携し対応する。

• 物理的危機管理

安全点検表を作成して、施設、設備、遊具、玩具、用具、園庭等を定期的に点検し、 安全性の確保や機能の保持などに努め、定期点検を実施する。園児が日常的に利用する散歩経路や公園等についても、異常や危険性がないか、工事箇所や交通量等を含め て点検し記録を付けるなど、その情報を全職員で共有するなど園児の安全を確保す る。

・外部からの不審者に対する対応 防犯カメラの設置 登降園時は、受け入れ、引き渡しを確実に行う。

(5)諸会議の開催

保育環境プロジェクト、地域貢献プロジェクト、情報発信プロジェクトを新たに設け、法人としての在り方や園の保育内容等を検討する。合わせて、リスクマネジメント担当者会議、その他会議を開催し、園児の療育、園の運営に関する対策を推進する。

(6)人材育成

職員の資質向上のため、市・県の実施する研修に積極的に参加し、さらに園内研修も充実させる。特に国、県、市が進める「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善」への対応も実施していく。また、法人連携により、他法人職員との相互学習を実施する。

5. 地域社会・保護者との連携

- ・各種園行事等を通じて地域住民の方、保護者との交流を深め、ボランティアや関連団体とも連携をとりながら、地域社会との接点をたくさん持てるように努める。
- ・保護者とコドモンや日々の情報交換を通して、保育の質の向上を図っていく。 また、園に対する要望などを聞き、検討する。

6. 環境の整備

園庭の環境を見直すため、年次計画を立て、整備を行っていく。

7. 災害時の整備

- ・甲賀市による自治体 BCP に基づいた園の業務継続計画の策定
- ・防災マニュアルの見直し
- ・月1回避難訓練を実施
- ・安全対策・防災対策の徹底
- ・リスクマネジメントの徹底